

障害年金を受給している人は 「障害年金生活者支援給付金」申請をしましょう

2019年10月から消費税が10%に引き上がりますが、所得や障害の有無にかかわらず、あらゆる人に同じく負担増が押し寄せてきます。そのような影響(国民の反発)を少しでもやわらげるために、「年金生活者支援給付金制度」が支給されます。この制度は、低年金者を対象にしている、障害基礎年金受給者に対しても給付されます。ここでは、障害年金受給者への「障害年金生活者支援給付金」について概要と申請方法をお知らせします。

◆支給要件…障害基礎年金受給者

前年の所得が「4,621,000円 + 扶養親族の数×38万円」以下
(これから申請する人も対象になります)

◆給付額 …障害等級2級：月額5,000円 1級：月額6,260円

※障害年金を受給しているあいだは支給要件を満たしていれば恒久的にもらえます
※毎年度、物価の変動により金額の改定があります(物価スライド改定)

◆申請方法…障害基礎年金受給者へは9月中には日本年金機構から 緑の封筒に入った書類が届きます。

申請書に記入をして投函するだけです。

当然ですが申請をしなければ給付は受けられません。

また、年内に申請をすれば10月からの給付になりますが
来年1月になると、申請の翌月からになってしまうので
忘れずに申請をしましょう。



消費税が引き上がることでの経済的負担の軽減は、到底この給付金で足りるものではありません。また、相変わらず心臓病者の年金支給停止の事例が聞こえてきています。停止になれば当然、この給付金も受けられないですから、増税の負担とのダブルパンチになります。心臓病者の生活を守るため、患者・障害者への所得保障制度と雇用保障の充実は、より急務な課題となっていきます。

NEWS

移植待機患者の障害年金が降級に！

* 富山県からの事例

拡張型心筋症で補助人工心臓を装着して移植待機をしていて障害年金1級を受給していた患者(43歳)が、装着後1年経って申請したところ2級に降級になった。社会保険労務士に相談したところ、他にも、補助人工心臓を付けて自宅待機の人たちがのきなみ2年目には2級に降級になっていて不服申し立てをしているそうです。

〔補足〕障害年金の心疾患認定基準では、人工心臓は装着後1年間は1級ですが、「1～2年程度経過観察したうえで症状が安定しているときは、臨床症状、検査成績、一般状態区分表を勘案し、障害等級を再認定する。」となっています。そもそも、診断書の内容を総合的に判定できていない典型的なことが当たり前のようになってしまっています！

(文責：事務局長・下堂前亨)

以下の支給要件を満たしている方が対象者です。
また、受け取るには請求手続きが必要です。

- 障害基礎年金※¹を受けている。
- 前年の所得※²が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円※³」以下である。

※¹旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。※²障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。※³同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額



障害等級2級の方 … (月額) **5,000円**

障害等級1級の方 … (月額) **6,250円**



請求はカンタン!

日本年金機構から届く封書の中に入っているハガキに記入して送るだけ。



※給付額等は、2019年度の金額です。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

年金生活者
支援給付金
専用ダイヤル

0570-05-4092

年金給付金 検索



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

〈受付時間〉月曜日 午前8:30～午後7:00 | 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 | 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開始日初日に午後7:00まで相談をお受けします。※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

①日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください。

「保育料無償化」に合わせて障害児への施設等についても一部無償になります
〔厚生労働省リーフレット〕

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が**無償化**されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い
いただくことになります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償
化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

詳細はお住まいの自治体にお問い合わせください。

(ホームページに詳しい内容が掲載されています)